

令和8年度 福岡県 田川県土整備事務所の建設発生土受入地の募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、福岡県 田川県土整備事務所（以下「田川県土」という。）が発注する公共工事における建設発生土に関し、生活環境・自然環境を守り、資源の有効活用によるコスト縮減を図るため、受入地を広く募集することを目的として必要な事項を定める。

(募集)

第2条 田川県土が発注する公共工事における建設発生土の受入地（以下「受入地」という。）はホームページや関係各所の掲示板等を用いて周知し、令和8年1月20日から令和8年2月19日までの間、広く募集する（以下「募集」という。）。

2 受入地は次の3種類とする。

- (1) 公共工事間利用ができない建設発生土の最終処分を業として請け負う者が運営する施設（以下「最終処分地」という。）
- (2) 有効利用を目的に、業として土砂を受入れる施設（以下「中間処分地」という。）
- (3) 建設発生土を再利用するため、これを仮置きし、公共工事への利用調整を行う施設（以下「ストックヤード」という。）

(応募)

第3条 受入を希望する者は、所定の期間内に別表1に示す必要な書類及び図面を添付して応募することができる。

(認定)

第4条 田川県土は、応募書類を審査し、第5条の要件を満たす施設及び土地を受入地として認定する。

2 認定の期間は令和8年4月1日から1年間、かつ第5条に規定する認定の要件となっている許認可の期間内とする。ただし、ストックヤードについては、令和8年4月1日から3年間、かつ第5条に規定する認定の要件となっている許認可の期間内とする。

3 審査の結果は、応募者に通知する。

4 田川県土は、認定された受入地を別表2の建設発生土受入地一覧（以下「一覧表」という。）に掲載し、工事の発注に際し建設発生土の受入先を一覧表の中から選定する。

5 別表2建設発生土受入地一覧については、開示または公表することがある。

(認定の要件)

第5条 田川県土が発注する公共工事の建設発生土を受入れるには、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 田川県土整備事務所管内または周辺に受入地を準備できること。
- (2) 別紙1に示す福岡県財務規則第166条第2項に定める様式133号第47条の3の条項に該当しないこと。

- (3) 以下の受入地に必要な許認可等を有すること。

受入地の種類	必須の許認可等	その他必要な許認可等
最終処分地	欄外の①に規定する許可。または受入地の面積が 3,000 m ² 以上で、欄外の②に規定する許認可。	
中間処分地	欄外の①に規定する許可。または欄外の②に規定する許認可、若しくは、欄外の③に規定する許可。	欄外の④に規定する許認可。
ストックヤード	欄外の①に規定する許可。または受入地の面積が 3,000 m ² 以上で、欄外の②に規定する許認可。	

- ①「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(以下「土砂埋立条例」という。)」の許可
 ②「土砂埋立条例 施行規則第3条 別表第1に記載されている法令等の許可、認可があり、その期間内で、許可、認可の内容が、土砂搬入を含むもの（ストックヤードの場合は一時的な仮置きも含む）」(以下「土砂埋立条例による法令等の許認可」という。)
 ③「上記①及び②以外で内容に土砂搬入を含む許可」(以下「その他の許可」という。)
 ④埋立を実施するために必要なその他の関係法令の許認可（県市町の条例を含む）
 (以下、①～③を総じて「認定の要件となっている許認可等」という。)

＜参考＞

土砂埋立条例 施行規則第3条 別表第1

港湾法、鉱業法、採石法、道路法、農地法、土地区画整理法、都市公園法、海岸法、地すべり等防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法、新住宅市街地開発法、河川法、砂利採取法、都市計画法、都市再開発法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、廃棄物処理及び清掃に関する法律、都市緑地法、鉄道事業法、福岡県砂防指定地等管理条例、土壤汚染対策法

- (4) 受入地に至る道路について、大型ダンプトラック(10t 車等)が周辺の環境及び他の交通等に顕著な影響を及ぼすことなく、安全に通行できるような幅員等が確保されていること。
 (5) ストックヤードについては、認定期間中の継続した運営基盤があると見込まれること。
 (6) 関係法令等に係る行政指導や行政処分を現在受けていないこと。

(認定の変更)

第6条 原則として認定内容の変更を申し出ることはできない。ただし、次の場合は、認定内容の変更または廃止を届出て承認を得ることができる。田川県土は届出を承認するときは一覧表の掲載内容を変更する。

- (1) 第5条の認定の要件の許認可に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を確認できる書類及び変更届(様式6)を提出すること。また、許認可内容が、受入地として不適切となった場

合は、速やかに廃止届(様式8)を提出すること。

- (2) 認定期間終了の2週間前までに田川県土に第5条の関係法令の許認可期間が延長された変更届(様式6)を提出すれば、一覧表への掲載期間が1年未満のものは、その年度の3月31日まで認定期間を更新できる。また、ストックヤードは、募集期間直後の4月1日から4年間まで認定期間を更新できる。
- (3) 残土受入を廃止するときは、廃止日の2週間前までに廃止届(様式8)を提出すること。突発的な理由で、やむを得ず廃止するときは3日以内に届出ること。ただし、ストックヤードについては、天災等の不測の事態により受入が困難になった場合及び次項の通知があつた場合に限り廃止することができる。受入が困難になった場合は、速やかに廃止届(様式8)を提出しなければならない。
- (4) 第5条の認定の要件の許認可の地位を継承した場合は、変更届(様式6)を提出すること。
- (5) 受入単価の減額を行う場合は、変更届(様式6)を提出すること。また、ストックヤードに限り、毎年度の4月1日に、受入単価の増額を行うことができる。その際には、第2条に定めた募集期間内に変更届(様式6)を提出すること。

2 認定は期間の満了によって終了する。ただし、ストックヤードについては、認定期間が募集期間直後の4月1日から3年間の場合(前項第2号の場合を含む。)、その終了の6ヶ月前までに田川県土または受入者が相手方に更新しない旨を通知しなければ、同一条件で更新されたものとみなす。

(認定の取消)

第7条 田川県土は、次に該当する場合は、認定を取消すことができる。この場合、認定取消書(様式

- 10) にて通知し、一覧表から抹消する。
 - (1) 応募書類の虚偽等が発覚した場合。
 - (2) 産業廃棄物等の不法投棄への関与が確認された場合。
 - (3) 周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れがある場合。
 - (4) 安全上の必要な措置がなされていないこと等が発覚した場合。
 - (5) パトロール等により当初応募書類の記載事項の変更届の提出や安全上の追加措置が指導・助言されても、何ら是正・改善が図られない場合。
 - (6) 第5条の認定の要件を満たさなくなった場合。
 - (7) 認定後に関係法令等に係る行政指導や行政処分を受けた場合。
 - (8) 最終処分地・外部利用地における土砂の持ち出し(転売・流用)、また最終処分地において、特段の事由もなく、建設発生土の受入拒否があった場合。
 - (9) 第6条の手続きが履行されない場合。
 - (10) この要項に規定された受入者の義務を履行しない場合。
 - (11) その他、重大な問題が生じた場合。

(受入者の一般的義務)

第8条 受入者の一般的な義務は次の当該各号とする。

受入者とは、第5条の規定により建設発生土の受入地の認定を受けた者をいう。

- (1) 盛土規制法に基づき必要な手続きを行うこと。
福岡県では、令和7年10月1日から盛土規制法の対象となる区域を指定し、運用を開始し

ています。これに伴い、福岡県ホームページに掲載している「福岡県盛土規制法に関する許可申請等の手引き（令和7年10月版）」に1-6 許可・届出要否の確認フローがございまして確認フローに基づき、次の区分に応じて必要書類を準備ください。

① 許可が必要な場合

福岡県建築都市部 開発・盛土指導課（以下、「盛土指導課」）発行の「許可書（写し）」を当事務所へ提出してください。

② 届出が必要な場合

盛土指導課の受付印が押印された「届出書の写し」を当事務所へ提出してください。

③ 許可・届出が不要な場合

「許可・届出要否の確認フロー」を提出してください。その際、許可・届出要否の判断についてお尋ねする場合があります。

（2）土壤汚染対策法に基づき必要な手続きを行うこと。

なお、一定規模（3,000 m²以上）の土地の形質を変更しようとする者は、変更に着手する日の30日前までに、県に届出をする必要がある。

（3）受入者は、発生した状態で土砂を受入れるものとし、田川県土に土砂の搬入以外の作業（例えば分別など）を、求めないこと。

（4）敷地造成に必要な擁壁、盛土の敷き均しや転圧など受入地に要する費用はすべて受入者側で負担する。また、受入れた土砂の管理は受入者が適切に行うこと。

（5）土砂を受入れる際（ストックヤードの場合は持ち出す際も含む）の安全管理を適切に行うこと。

（6）公共工事の搬出工程に合わせて受入を行うこと。

（7）受入地の認定期間に、田川県土よりその時点での「受入可能土砂量」の報告を求められた場合、速やかに応じること。

（8）県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為を行わないこと。

（9）第6条に定める認定の変更手続きは速やかに行うこと。

（最終処分地の受入者の義務）

第9条 受入者は、最終処分地の埋立てが最終の仕上げ段階であって良質の土砂が必要等、特段の事情がある場合を除いて、土砂の受入を拒否できない。

（草の根が混じった土や河川等のしゅんせつ土砂なども受入の対象となる。）

2 最終処分地へ持ち込んだ土砂の搬出はできない。

（中間処分地の受入者の義務）

第10条 土代は無代とし、持ち込み料等は請求できない。

2 受入者は、土砂の土質区分を別表3に示す第1～4種建設発生土の区分より指定できる。ただし、石やレキの有無などの指定は出来ない。

（ストックヤードの受入者の義務）

第11条 ストックヤードの費用は、仮置土砂の搬出時までの管理費及び積込費用を含むものとする。

2 仮置土砂は、田川県土が所有する。また、受入者は、仮置土砂を田川県土が指定した土質区分に従い、分離して適切に管理するものとする。

3 田川県土は、ストックヤードの認定終了後（第7条の取消の場合を含む）、第4条第2項または第6条第1項第2号若しくは第6条第2項で定めた認定期間の終了後6ヶ月以内にストックヤードに存する仮置土砂の搬出を行うものとする。また、受入者はストックヤードの認定終了にあたり、借地料、修繕費、その他一切の費用について、田川県土に請求できない。

4 請負業者がストックヤード運営事業者登録制度に登録した場合は通知書を提出する。

（注意事項）

第12条 田川県土の建設発生土の積算については、公共工事間の利用を優先する。また、原則として経済的な受入地を優先する。従って、受入地の認定は、建設発生土の残土受入地への搬入を約束するものではない。

2 田川県土が中間処分地または最終処分地から受入地を選定した場合、請負業者はこれにかかわらず一覧表の中から別の中間処分地または最終処分地に搬入することができる。

3 一連の土砂の搬入量は、中間処理地については、概ね1,000m³以上、ストックヤードについては、概ね150m³以上確保することとする。

4 応募や認定の変更等に関連して要した費用は、応募者の負担とする。

5 提出された応募書類は、返却しない。

6 土量は、地山換算土量(m³)とする。地山土量(m³)とは、土砂が自然の地山時の体積である。土量換算は別表4に示す。

（その他）

第13条 この要項に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、田川県土と受入者が、協議のうえ決定するものとする。

（事務局）

第14条 事務局を、福岡県 田川県土整備事務所 企画班に設置する。（TEL0947-42-9119）

2 事務局の受付時間は、平日9:00～11:30・13:00～16:30（土日・休日は除く）とする。